平成２７年（フ）第１６５号
佐賀県小城市小城町自在274番地11
債務者　増田　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
千葉県松戸市六高台３丁目35番地　ベルファース松戸六高台704号
債務者　和田　　淳
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９０号
千葉県流山市名都借953番地
債務者　海老原愛子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１５号
千葉県柏市篠籠田1397番地261　ドリットハイツ201号
債務者　井上　忠晃
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４２号
千葉県松戸市大橋455番地の34　リブコート202号
債務者　宮本　　廣
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８５号
千葉県松戸市西馬橋相川町89番地　カーサ馬橋Ａ―201号
債務者　冨高　文彦
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９６号
岐阜県羽島郡岐南町八剣５丁目124番地
債務者　高橋　隆志
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３０号
岐阜市柳津町蓮池６丁目93番地２
債務者　森本　初音
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２１号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜266番地１　宮浜中央団地Ｂ棟303
債務者　盛田　健一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７３号
愛知県知立市西町亀池１番地１　メゾン・ド・プロヴァンス307号
債務者　柴田　純二
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
愛知県知立市谷田町本林１丁目13番地８　サンハイツ稲垣203号
債務者　神谷　勝巳
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
愛知県岡崎市牧御堂町字溝畔８番地　ハイツドマーニ101
債務者　阿部　貴志
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８８９号
大阪府東大阪市鴻池元町10番27―605号、前住所大阪府東大阪市西鴻池町１丁目15番24号
債務者　三木　広美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３０号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番４号　ドルチェ平野宮町　102号
債務者　井上　　悟
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７９号
大阪市淀川区東三国５丁目８番16号　笹川マンション　２号、前住所大阪市淀川区十八条１丁目12番５―211号
債務者　伊藤　麻衣
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８７号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目５番10号
債務者　小松和佳子（旧姓光井）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０２号
大阪府摂津市別府１丁目16番９―502号
債務者　高橋佐智恵
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部